

インフォメーション

本庁・各総合支所の所在地と電話番号等

本 本庁
〒328-8686
入舟町7-26
☎21-2224

大 大平総合支所
〒329-4492
大平町富田558
☎43-9205

藤 藤岡総合支所
〒323-1192
藤岡町藤岡1022-5
☎62-0900

都 都賀総合支所
〒328-0192
都賀町家中5982-1
☎29-1100

お知らせ

物品購入等入札参加者の資格審査申請受付

平成23・24年度中に市が行う物品（建設資材を含む）の購入および製造その他の委託業務等についての契約に係る入札等に、参加を希望される方の申請受付を行います。（市に物品等を納入される方は登録が必要となりますので申請してください）

現在登録されている方、合併前の各市町で登録申請をされた方も、新たに申請が必要です。

◇受付期間

12月1日(水)～17日(金)

◇受付方法 郵送による（直接提出も可）

◇提出書類等 詳しくは、提出要領をご覧ください。提出要領、入札参加資格申請書等は、市のホームページからダウンロードすることが出来ます。（契約検査課で配布もしています）なお、提出要領等の

郵送を希望する場合は、住所、商号又は名称および担当者名を記入して140円切手を貼った返信用封筒（A4サイズ）を同封し、契約検査課へ請求してください。

◇その他 建設工事および建設工事関係の委託業務の入札等に参加を希望される方の受付は、1月中旬から別途予定しています。

◇提出・問合せ先 **本** 契約検査課（〒328-8686 入舟町7-26 / ☎21-2412）へ

学校給食用物資納入指定希望申請書の提出

栃木地区（旧栃木市）各給食共同調理場（10か所）で使用する物資の納入は、公正・公平性を期するため、**青果物、鮮魚、生肉、豆腐、こんにやくおよび麺類**の納入業者は、指定希望申請書を提出した業者の中から選定することになっていきます。指定希望の方は、申請書を提出し

税務課からのお知らせ

◎建物の新築・増築・減失の連絡のお願い

固定資産税や都市計画税は、毎年1月1日を基準日として、課税しています。平成22年中に建物を新築・増築・減失（取り壊し）をした場合には、平成23年度の税額が変更になります。その建物の不動産登記を変更していない場合や不動産登記をしていない建物に変更があった場合は、所在する地域の各税務課へ連絡ください。

◇連絡・問合せ先

本	税務課	☎(21) 2127
大	税務課	☎(43) 9208
藤	税務課	☎(62) 0902
都	税務課	☎(29) 1101

12月の納付

★普通徴収（納期限1月4日）

- 市県民税 4期分
- 国民健康保険税 6期分
- 介護保険料 6期分
- 後期高齢者医療保険料 6期分

★特別徴収（年金からの天引き）

- 市県民税
- 国民健康保険税
- 介護保険料
- 後期高齢者医療保険料

業者選定については、指定希望申請書の内容や各調理場の評価表、調査等から物資の安全性、品質、安全供給、価格など総合的に判断して決定します。

◇対象

- ・原則、市内に主たる事業所を有し、物資を納入できる方
- ・物品購入等入札参加資格審査申請手続きを済ませた方

- ◇指定期間 平成23年度1年間
 - ◇申請期間 1月11日(火)～14日(金)
 - ◇受付 午前9時～午後5時
- ※指定希望申請書は学校教育課にあります。現在各調理場へ納入している方には、各調理場から申請書を送付します。
- ◇申請・問合せ先 **本** 学校教育課（☎21-2726）へ

年金のお知らせ

国民年金、厚生年金などの公的年金制度に加入して20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めた方には、65歳から老齢基礎年金が支給されます。

老齢基礎年金を受け取るためには、25年以上の期間が公的年金制度の保険料を納めた期間か、国民年金の保険料を免除された期間である必要があります。しかし、この期間が25年に満たない

場合でも、カラ期間を生かすことによって、年金を受給できる可能性があります。

主なカラ期間は、国民年金に任意加入できたのに任意加入しなかった期間等、次の4つの期間のうち昭和36年4月以後の20歳以上60歳未満の期間です。

- ① 厚生年金等に加入しているサラリーマンの妻（夫）で、昭和61年3月以前に扶養されていた期間
- ② 平成3年3月以前に学生であった期間
- ③ 海外在住の期間
- ④ 厚生年金・船員保険から脱退手当金を受けた昭和61年3月以前の期間

これらのカラ期間があると思われる方は、左記の年金事務所又は市役所担当課に相談してください。

- ※カラ期間とは、年金額には反映されませんが、25年の資格期間には含まれる期間のことです。このカラ期間と年金の加入期間・免除期間を合わせた期間が25年以上あれば、老齢基礎年金の資格期間を満たしたことになります。
- ◇相談・問合せ先
- | | | |
|---|---------|------------|
| 本 | 栃木年金事務所 | ☎(22) 4134 |
| 大 | 保険年金課 | ☎(21) 2155 |
| 藤 | 市民生活課 | ☎(43) 9209 |
| 都 | 市民生活課 | ☎(62) 0903 |
| 都 | 市民生活課 | ☎(29) 1102 |

◎固定資産税（償却資産）の申告書を送付します

平成23年1月1日現在で、市内に事業用の償却資産を所有している個人又は法人は、償却資産の申告が必要です。平成23年1月31日までに申告してください。なお、前年度に申告された方には12月8日に申告書を送付します。申告書が届かない場合は、問い合わせください。

◇問合せ先 **本** 税務課 ☎(21) 2130

◎地方税の電子申告（eTAX）が始まります

12月20日からeTAXによる市税の電子申告の受付を開始します。



これにより、次の地方税の申告・申請を自宅やオフィス等からインターネット経由で行えるようになります。

- ・法人市民税（各種申告書）
- ・個人住民税（給与支払報告書）
- ・固定資産税（償却資産申告書）
- ・申請・届出（法人の変更届・特別徴収義務者変更届等）

※電子納税は利用できません。利用方法等、詳しくは(地)地方

◎特別巡回徴収を実施します

12月は『市税等徴収強化月間』として、徴収強化に取り組んでいます。

滞納がある方は、すみやかに納付をお願いします。なお、納付や相談等がない場合は、12月中に市職員が徴収のため訪問します。

再三の催告や訪問による徴収にも応じない場合、法令に基づく財産の滞納処分（差押・公売等）を行う場合があります。事情により納付が困難な場合には、分割納付の方法もありますので、納税相談にお越しください。

納期限内での納付について、皆さんのご協力をお願いします。

◇問合せ先

本	税務課	☎(21) 2131
大	税務課	☎(43) 9208
藤	税務課	☎(62) 0902
都	税務課	☎(29) 1101

納税相談



◎相続又は贈与等に係る生命保険契約や損害保険契約等に基づく年金の税務上の取り扱いの変更

相続、贈与等により取得した生命保険契約や損害保険契約等に係る年金の所得税の取り扱いを改めることになりました。

この変更により、所得税の還付を受けることができる場合があります。お手数をお掛けしますが、対象となる方は必要な手続き（更正の請求又は確定申告など）をお願いします。

この変更の対象となる方や所得税の還付の手続きについては、国税庁ホームページをご覧ください。

【国税庁ホームページ】
www.nta.go.jp

※平成17年分については、平成22年12月末が還付できる期限となる方もいますので、お早目の手続きをお願いします。

※この所得税の手続きに伴い、市県民税が還付又は追加課税となる場合があります。

◇問合せ先

本	栃木税務署	☎(22) 0885
大	税務課	☎(21) 2125
藤	税務課	☎(43) 9208
都	税務課	☎(62) 0902
都	税務課	☎(29) 1101

- 不動産売買・贈与・相続登記・遺言書作成・離婚・内容証明書作成
- 会社設立・役員変更登記・裁判所への提出書類の作成
- 建物新築・減失登記・土地測量・分筆登記 など

頼まれやすい事務所を目指しています

(認定) 司法書士・(ADR認定) 土地家屋調査士・行政書士

佐山隆事務所

〒328-0035 栃木市旭町19番16号 栃木文化会館斜め前
TEL 0282-24-2555 FAX 0282-22-5321 (24h受付)
E-mail: sayama-t@amber.plala.or.jp

うれしい♡楽しい♡幸せ



「本格レンガ積みの家」長期優良住宅対応「耐震等級3」(耐震補償付き)
次世代省エネルギー基準クリア(住宅版エコポイント対象住宅)

レンガの家

※「耐震等級3」は最高等級・建築基準法の1.5倍の耐震性

e.planning 株式会社イー・プランニング ☎0282-28-1537

一般建築設計事務所・栃木県知事登録A第3132号 建設業許可・栃木県知事許可(般-19)第22706号
宅地建物取引業・栃木県知事免許(1)第4709号

●住所:〒328-0011 栃木県栃木市大宮町1693-31 ●FAX:0282-29-6307 ●e-mail:e-planning@cc9.ne.jp ●営業時間:9:00~18:00 ●定休日:水曜日 http://e-planning-ie.com